

## 第2章 国際部

### 第1節 農林水産物の輸出入

#### 1 農林水産物等の輸出促進対策

##### (1) 事業の趣旨

近年、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国農林水産物・食品（以下「農林水産物等」という。）の輸出拡大のチャンスが増大している。

このような中、政府は平成25年までに輸出額を1兆円規模とするという目標を掲げ、攻めの農政の重要な柱の一つとして、農林水産物等の輸出促進に取り組んでいる。

農林水産省においては、輸出額1兆円の目標達成に向け、平成19年5月に開催された「農林水産物等輸出促進全国協議会総会」において了承を得た「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿って、①輸出環境の整備、②品目別の戦略的な輸出促進、③意欲ある農林漁業者等に対する支援、④日本食・日本食材等の海外への情報発信の取組を進めている。

##### (2) 事業内容

平成19年度において、具体的に実施した輸出促進に関する事業は以下のとおりである。

##### ア みなぎる輸出活力誘発事業

輸出の実績に精通している農林水産業、食品産業、流通業者等の関係団体・企業からなる検討委員会を開催し、具体的な品目ごとに広報戦略を含む輸出実行プランを検討・策定した。

##### イ 農林水産物貿易円滑化推進事業

①農林漁業者等が輸出しやすい環境を整備するため、諸外国の貿易制度情報の収集、②知的財産保護の観点から海外における偽装表示に対処するための制度等に関する情報収集、③重点品目について、各国・地域の市場調査等を実施し、その結果について、ホームページへの掲載等を行った。

##### ウ 海外日本食レストランを通じた日本食材の輸出促進（海外日本食優良店調査・支援事業）

海外日本食レストランにおける日本食の普及を通

じて日本食・日本食材の輸出促進を目指し、海外6都市（台北、上海、バンコク、ロンドン、アムステルダム、ロサンゼルス）に日本食レストラン関係者のネットワークを作り、そのネットワークの活用により、食材の情報交換を行った。

##### エ 真の日本食・日本食材海外発信事業

##### (ア) 品目別等広報活動

品目別のセールスポイントや調理法等を紹介したDVDやパンフレット等の広報資材を作成した。

##### (イ) 「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業

外務省と農林水産省との共同事業として、在外公館等において、現地の要人やオピニオンリーダー等を対象に、日本からの高品質な食材を用いた日本食等を提供することにより、日本食文化の普及を図るとともに、農林水産物等の輸出促進を支援した（17ヶ国23事業）。

##### (ウ) 日本食材・日本食文化発信事業

日本食材・日本食文化の魅力を伝えるため、輸出重点品目を中心に、北京、上海及び香港で日本食材、日本食等のプロモーションイベントを開催した。

##### オ 活きた輸出情報ネットワーク構築事業

農林水産物等の輸出に先駆的、実践的に取り組んでいる方々を輸出促進サポーターとして登録し、活きた体験、ノウハウ等の情報を提供していただく場を設けること等により、これから輸出を本格化させる事業者の取組を支援した。

##### カ 農林水産物等海外販路創出・拡大事業

農林漁業者等に海外への販路の創出・拡大の機会を提供するため、有望な輸出先と期待される国・地域での展示・商談会に日本パビリオンを出展（11都市12ヶ所）するとともに、海外小売店等に常設コーナー（4都市）を設置し、農林水産物等の定常的・継続的な販売促進活動を行い、農林水産物等の販路拡大を支援した。

##### キ 農林水産物等輸出促進支援事業

今後、輸出拡大が期待される特定品目について、明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとす

表 1 輸出促進予算の推移

事業名	予算額（単位：千円）		事業の概要
	18年度	19年度	
1. みなぎる輸出活力誘発事業	—	64,479	輸出の実績に精通している農林水産業、食品産業、流通業者等の関係団体・企業からなる検討委員会を開催し、具体的な品目ごとの輸出実行プランを検討・策定。
2. 農林水産物貿易円滑化推進事業	84,500	215,193	諸外国の貿易制度情報の収集、海外における偽装表示に対処するための制度等に関する情報収集、重点品目について各国・地域の市場調査等を実施。
3. 海外日本食レストランを通じた日本食材の輸出促進（海外日本食優良店調査・支援事業）	—	276,110	海外日本食レストランにおける日本食の普及を通じて日本食・日本食材の輸出促進を目指し、海外 6 都市に日本食レストラン関係者のネットワークの設立・活用による食材の情報交換を実施。
4. 真の日本食・日本食材海外発信事業 ①品目別等広報活動 ②「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業 ③日本食材・日本食文化発信事業	—	397,200	①品目別のセールスポイントや調理法等を紹介した DVD やパンフレット等の広報資材を作成。 ②在外公館等において、現地要人やオピニオンリーダー等に日本からの高品質な食材を用いた日本食等を提供。 ③日本食材・日本食文化の魅力を伝えるため、重点品目を中心にプロモーションイベントを開催。
5. 活きた輸出情報ネットワーク構築事業	—	50,708	農林水産物等の輸出に先駆的、実践的に取り組んでいる方を輸出促進サポーターとして登録し、活きた体験、ノウハウ等を情報提供する場等を設け、輸出を本格化させる事業者の取組をサポート。
6. 農林水産物等海外販路創出・拡大事業	430,000	610,000	農林漁業者等に海外への販路の創出・拡大の機会を提供するため、有望な輸出先と期待される国・地域での展示・商談会への出展、海外小売店等に常設コーナーを設置。
7. 農林水産物等輸出促進支援事業	372,420	672,420	輸出拡大が期待される特定品目について、明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする事業者の輸出拡大プロジェクトを支援、我が国オリジナル品種の保護のための DNA 品種識別技術の開発を支援。

る事業者の輸出拡大プロジェクトを支援した。

また、日本ブランドの輸出を支える我が国オリジナル品種の保護のため、DNA 分析による品種識別技術の開発を支援した。

（金額等については、表 1 参照）

## 2 関税（平成20年度当省関係品目の改正概要）

### （1）平成20年度の関税改正の経緯

平成20年度の関税改正は、次のような経緯で行われ

た。まず、平成19年4月20日、財務大臣から「経済情勢の変化等に対応し、関税率及び関税制度を、いかに改めるべきか」について関税・外国為替等審議会に諮問され、これを受けて、平成19年9月21日、10月29日、11月14日及び12月4日の関税分科会での審議を経た後、12月13日の関税分科会で答申された。なお、この間、関税分科会企画部会の下に2つのワーキンググループ（知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ並びに犯則調査・罰則等のあり方に関

するワーキンググループ)を設置して、犯則調査・罰則等のあり方に関する専門的事項については、平成19年5月7日、5月29日及び6月20日の計3回の検討を経た後、9月21日の関税分科会で座長取りまとめを、また知的財産権侵害物品の水際取締りに関する専門的事項については、平成19年11月27日の検討を経た後、審議内容を12月13日の関税分科会で報告し、審議を経た後、平成20年度の関税改正として前述の答申に盛り込まれた。その後、この答申に基づき、「関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」が国会に提出され、平成20年4月1日から施行された。

(2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 生糸に係る関税制度の改正

平成20年度以降の蚕糸対策の一環として、生糸の実需者輸入制度(生糸の実需輸入として、農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの(暫定)無税)につき調整金を徴収する制度が廃止されることを受け、当該制度の廃止後においても、生糸の実需者による安定的な輸入生糸の調達を可能とするため、生糸を新たに関税割当制度の対象とし、枠内税率を無税とすること等が決定され、平成20年4月1日より施行された。

イ 暫定税率、農産品に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

(ア) 平成20年3月31日に適用期限の到来する関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫定税率について、その適用期限を平成21年3月31日まで延長することとした。ただし、生糸については、平成20年度以降新たに関税割当制度の対象としたことから、平成20年4月1日以降、二次税率は、削除することとされた。

(イ) 平成20年3月31日に適用期限の到来するウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急

措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成21年3月31日まで延長することとした。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、北米産牛肉の輸入再開という輸入環境の変化に対応した特例措置として、制度の基本は維持しつつ、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、北米産牛肉の輸入が行われていた平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とした(平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均による発動基準数量を下回る場合には、平成19年度の輸入実績による)。

(3) 関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度(注1)により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目(うち農産品は18品目)に拡大され、その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールについて本制度の適用対象外とされ、この結果、全体で20品目(うち農産品は18品目)となった。平成20年度改正においては、前述のとおり、蚕糸対策の一環として新たに生糸が関税割当対象とされたことから、農林水産省所管の対象品目のうち、「繭」が「繭及び生糸」に変更され、各品目の関税割当数量が定められた。(表2参照)

(注1) 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率(1次税率)を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率(2次税率)を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量(関税割当数量)は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

表2 平成20年度 関税割当制度対象品目一覧

1. UR 合意以前から関税割当制度の対象となっている品目(従来品目)

(単位:トン)

品名	関税割当数量		現行税率	
	19年度	20年度	1次税率	2次税率
ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)	62,800	66,700	無税	29.8%
とうもろこし	コーンスターチ用	4,228,100	4,225,400	無税 50%又は12円/kgのうち いずれか高い税率
	単体飼料用(丸粒)	314,900	323,800	
	特定物品製造用 (コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒用)	73,900	76,600	

	その他用	149,800	165,900	3%	
麦芽		580,700	546,600	無税	21.30円/kg
糖みつ(アルコール製造用)		12,000	10,000	無税	15.30円/kg
無糖ココア調製品(チョコレート製造用)		17,100	17,200	無税	21.3%
トマトピューレー・ペースト(トマトケチャップ等製造用)		39,900	38,200	無税	16%
パイナップル缶詰		48,900	46,500	無税	33円/kg

## 2. UR 合意により関税割当制度の対象となった品目(関税化品目)

(単位:トン)

品 名		関税割当数量		現行税率	
		19年度	20年度	1次税率	2次税率
その他の乳製品		133,940	133,940	12%、12.5%、 21%、25%、 35%	21.3%+54円/kg、21.3%+ 114円/kg、21.3%+635円/kg、 21.3%+1,199円/kg、23.8%+ 679円/kg、23.8%+1,159円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 400円/kg、29.8%+582円/kg、 29.8%+679円/kg、29.8%+ 915円/kg、29.8%+1,023円/kg、 29.8%+1,155円/kg、29.8%+ 1,159円/kg
脱脂粉乳	学校等給食用以外	74,973	74,973	無税、25%、 35%	396円/kg、425円/kg、21.3%+ 396円/kg、21.3%+425円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 425円/kg
	学校等給食用	7,264	7,264	無税	396円/kg、 425円/kg
無糖れん乳		1,500	1,500	25%、30%	21.3%+254円/kg、 25.5%+509円/kg
ホエイ等	無機質を濃縮したホエイ	14,000	14,000	25%、35%	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ (配合飼料用)	45,000	45,000	無税	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ等 (乳幼児用調製粉乳製造用)	25,000	25,000	10%	29.8%+400円/kg、29.8%+ 425円/kg、29.8%+679円/kg、 29.8%+687円/kg、29.8%+ 1,023円/kg
バター及びバターオイル		581	581	35%	29.8%+985円/kg、 29.8%+1,159円/kg
雑豆(小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆等)		120,000	120,000	10%	354円/kg
でん粉、イヌリン及びでん粉調製品		168,400	163,500	無税、16%、 25%	119円/kg
落花生		75,000	75,000	10%	617円/kg
こんにゃく芋		267	267	40%	2,796円/kg
調製食用脂	ニュージーランドを原産地とするもの	11,550	11,550	25%	29.8%+1,159円/kg
	その他のもの	7,427	7,427		
菌及び生糸		1,995	1,809	無税	2,523円/kg(まゆ)、6,978円/kg(生 糸)

- (注) 1. 「関税割当数量」欄の斜体数字は、上期及び下期に分けて割当数量を定めることとされている品目である。  
2. 脱脂粉乳、ホエイ等、バター及びバターオイルの「2次税率」には、農畜産業振興機構(ALIC)が徴収するマークアップが含まれる。  
3. 「菌及び生糸」については、19年度は菌のみが関税割当対象で乾菌換算の数量、20年度は菌に加え生糸が関税割当対象となったため、生糸換算の数量。

## 第 2 節 対 外 経 済 関 係

## 1 WTO (世界貿易機関)

## (1) WTO 協定の概要

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉(ラウンド)が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンド(UR)が開始され、1993年12月に実質合意された。そして、1995年

1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関(WTO)が設立された。

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(本体)と附属書1~4からなり、農林水産関係では、附属書1に農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定(以下「補助金協定」)などが含まれる。

## (2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業



委員会、SPS 委員会、貿易と環境委員会などがある。

#### ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国の UR 約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2007年度は3回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、2000年から開始されている農業交渉は、農業委員会特別会合において行われており、上記の活動については、農業委員会通常会合において行われている。

#### イ SPS 委員会

SPS 委員会は、SPS 協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、2007年は3月、6月、10月に開催された。本委員会においては、ア、貿易上の関心事項についての質疑応答、イ、特別かつ異なる待遇(S&D)の実施、ウ、透明性に関する規定の実施、エ、地域主義(協定第6条)に関する議論等が行われた。

#### ウ 貿易と環境委員会 (CTE)

CTE においては、環境措置が市場アクセスに与える影響等についての議論が行われており、各国が環境政策の決定過程における具体的な取組等について、情報を共有化する作業を続けており、2007年は5月と11月に開催された。また、CTE 特別会合では、環境物品及びサービスの関税撤廃 WTO ルールと既存の「多国間環境協定 (MEA)」が規定する特定の貿易義務 (STO) との関係等について交渉が行なわれている。

### (3) WTO 閣僚会議

WTO 閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

WTO が発足して以来4回目の閣僚会議が、2001年11月にカタル国ドーハにおいて開催され、幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、農業交渉は新ラウンド(ドーハ開発アジェンダ)の一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置づけられることとなった。

なお、閣僚宣言のうち、農業関係については、非貿易的関心事項に配慮すべきこと等、我が国の主張が受け入れられた。

5回目の閣僚会議は、2003年9月にメキシコ・カン

クンにおいて開催され、各交渉分野にわたり、閣僚会議文書案が提示されたが、先進国、途上国間の立場の違いが埋まらず、シンガポール・イシュー(投資、競争、政府調達透明性及び貿易円滑化の4つの議題)を契機に合意が得られないまま終了した。

6回目の閣僚会議は、2005年12月に香港において開催され、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、香港閣僚宣言が採択された。農業分野については、モダリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち、各国の意見の取れんがみられた内容について整理された。また、2006年4月末までにモダリティを確立し、同年7月末までに各国が包括的な譲許表案を提出するとのスケジュールが合意された。

我が国は、途上国の開発問題に対する貢献として、同閣僚会議に先立って「開発イニシアティブ」を策定し、後発開発途上国に対して原則として無税無枠の措置等を供与することを表明し、高い評価を受けた。

なお、その後、香港閣僚宣言を踏まえてモダリティ確立を目指して集中的な議論が行われたが、以下(4)で述べるとおり、2006年4月末までには各国の意見は取れんせず、モダリティを確立することはできなかった。

### (4) WTO 交渉

#### ア 農業交渉

農業交渉に関しては、2000年3月の開始以降多くの交渉提案が提出され、我が国も「多様な農業の共存」を基本理念とする「WTO 農業交渉日本提案」を取りまとめ、2000年12月に WTO 事務局へ提出した。

各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたが、主に輸出国と輸入国との間の溝が埋まらず、ドーハ閣僚宣言で示された2003年3月末の期限までにモダリティを確立することはできず、また、2003年9月にメキシコ・カンクンで行われた閣僚会議も先進国と途上国の対立等を背景に決裂した。

その後、2004年3月に交渉が再開され、同年7月には農業分野を含め、ドーハ・ラウンド交渉の枠組み合意が成立した。

2005年9月に入ると、新たに就任した WTO 事務局長と農業交渉議長のもとで議論が進められ、10月には、我が国を含む食料輸入国で構成される G10、ブラジルやインド等の途上国で構成される G20、EU、米国等から、関税削減率等の数字を含む具体的な提案がなされた。また、我が国は、我が国の他、米国、EU、ブラジル、インド、豪州からなる G 6 の枠組みに参加し、閣僚レベルでのモダリティ確立に

に向けた議論に積極的に参画した。

2005年12月に香港で開催された第6回WTO閣僚会議では、香港閣僚宣言が採択され、2006年4月末までにモダリティを確立するとともに、同年7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。なお、交渉の過程において我が国が提唱した「開発イニシアティブ」は、香港閣僚会議でも高く評価された。

2006年1月にスイスのダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、4月末のモダリティ合意等に向けて各国が協調して努力することを確認した。

2006年2月以降、香港閣僚会議で合意された4月末までのモダリティ合意を目指し、G6を中心に交渉が行われたが、米国が国内支持、EU・我が国が農業の市場アクセス、ブラジル・インド等の途上国が非農産品市場アクセスについて困難を抱えつつ、互いに攻撃しあうといった「三すくみ」の状況が続いたため、期限までのモダリティ確立には至らなかった。

そのような中、事務レベルでは5月から6月にかけて農業交渉議長の下で集中的な議論が行われ、6月には、未だ議論が取れんしていない部分について各国・グループの提案を括弧書きで併記した、議長によるモダリティ案が提示された。

6月末に開催されたG6をはじめとする一連の閣僚級会合等では、議長モダリティ案に基づき集中的な議論が行われたが、依然として主要国間の見解の隔たりは大きく、モダリティ確立には至らなかった。さらに、7月中旬のG8サミット首脳会議（サンクト・ペテルブルグ）における、今後1ヶ月以内にモダリティを確立すべく各国が柔軟性を示すべきとの首脳レベルの方針を受けて急遽開催されたG6閣僚会合においても、各国の見解の隔たりは縮まらず、全分野の交渉を中断するとの結論に至った。

その後、2007年1月にスイスのダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合で、交渉の本格的再開という政治的意志が示され、主要国間の非公式協議を中心とした議論が再開された。

再開後主要国を中心に、市場アクセス、国内支持、輸出競争の各分野で事務レベルでの議論が続けられた後、4月、5月の二度にわたり、議長テキスト作成のたたき台として、個別論点毎の着地点を示した議長ペーパーが提示され、同年7月には、譲許表作成のためのモダリティ案に関する議長テキスト案が提示された。市場アクセスでは、階層毎の関税削減率、重要品目の数及びその取扱いについて括弧書き

で示された他、関税割当、SSG、途上国に対する特別かつ異なる取扱いについて示された。国内支持については、貿易わい曲国内支持全体、総合AMS及びデミニミスの削減率が括弧書きで示された他、品目別AMSの上限、青の政策の規律強化について示された。輸出競争については、輸出補助金の撤廃までの枠組みが示された他、輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する具体的な規律が示された。

その後、約1カ月のテキスト検討期間を経た後、この議長テキスト案に基づいて同年9月から2008年1月にかけて事務レベルでの集中的・専門的議論が行われ、同年2月に議論の結果等を反映した改訂テキスト案が提示された。関税や国内支持の削減率、重要品目の数や取扱い等の主要な数字については、原案と同じ幅のある提案が維持され、今後の議論に決着が委ねられることとなったが、従来詳細な提案がなされていなかった途上国の関心事項等についても詳細な案が盛り込まれることとなった。

#### イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始され、2002年7月には2003年5月末をモダリティ合意期限とする作業計画について合意された。

2003年9月のカンクン閣僚会議では、シンガポール・イシューを中心に先進国と途上国間の立場の違いが埋まらず、非農産品市場アクセス交渉も含む全体として合意が得られないまま、会議は終了した。

その後、2004年7月末の一般理事会で枠組み合意が成立し、個別品目ごとに適用される定率でない関税削減方式に関する作業を継続すること等が合意された。

2005年3月にケニア・モンバサで行われた非公式閣僚会議では、各国が従来立場を繰り返すにとどまり、方向性を示すに至らなかったが、キトゥイ貿易産業大臣の議長サマリーにおいて、関税削減方式についての提案を早急に提出し、6月までに関税削減方式に合意することを目指すべきとされた。

その後、2005年12月の香港閣僚会議では、関税削減方式については、複数の係数のスイス方式とすること、分野別関税撤廃・調和については、参加は非義務的なものとする、途上国へのS&Dと相互主義の軽減の重要性を確認すること等を内容とした閣僚宣言が採択され、これに基づき、モダリティの確立に向け、交渉が重ねられたが、2006年7月のG6による閣僚会合において、交渉の中断が決断され

た。

2007年1月に交渉が再開され、7月にNAMA議長から発出されたモダリティ・テキスト案に基づく集中的、専門的議論を受け、2008年2月に改訂テキスト案が発出された後も、引き続き、モダリティの確立に向け、交渉が重ねられている。

#### ウ ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定及び地域貿易協定に関する規律の明確化・改善を行うこととされ、漁業補助金については補助金協定の附属書として規定することが検討されている。

漁業補助金については、過剰漁獲・過剰漁獲能力につながる補助金に限定した禁止を主張する我が国、韓国、台湾、EC、カナダ、一部の例外を除き原則禁止を主張する米国、豪州、NZ、ブラジル、アルゼンチン等、S&Dを要求する途上国との間で対立している。2007年は5月から10月まで5回の会合が開催され、11月末に議長テキストが発出された。テキストは禁止すべき補助金を列挙する構造になっているものの、禁止補助金が広範囲に及んでおり、2007年12月から翌年3月まで4回にわたりテキストに関する交渉が行われた。

## 2 OECD（経済協力開発機構）

OECDは、マーシャルプランの受入体制として1948年発足したOEEC（欧州経済協力機構）が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2008年3月現在30ヶ国が加盟している。

### (1) 閣僚理事会

例年4－6月に開催される閣僚レベルの理事会（通称、閣僚理事会）では、OECDの主要活動内容が報告されるとともに、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性等について議論され、議論の内容は議長総括としてとりまとめられている。

第46回閣僚理事会は、2007年5月15－16日にパリのOECD本部で開催された。我が国からは甘利経済産業大臣、浅野外務副大臣、大村内閣府副大臣が出席するとともに、本省からは吉村国際部長が出席し、①短期経済見通し、②イノベーションと成長、③改革の政治経済、④拡大及び関与強化、⑤貿易等について討議が行われた。

貿易セッションにおいて、冒頭、ラミーWTO事務局長から、短期的な課題としてはDDA交渉の終結を図ること、中期的にはドーハラウンド後の3つの課題

（貿易のための援助、意志決定プロセス、内容（中身の問題））があることが示された。閣僚は、世界経済の拡大、開発途上国の経済開発のため、DDA交渉を限られた期間で成功裡に終結させていく決意を表明した。また、開発途上国の成長の原動力となる貿易のための支援の重要性を強調した。ドーハラウンド後の主要な課題について、閣僚から、貿易自由化の利益とコスト及び開かれた貿易環境への調整を促進する効果的な政策が広く理解される必要があること、成長しているサービス分野の効果的な自由化の方法や新たな貿易障壁とならない国内政策が重要になっていること、多国間システムを補う二国間、地域間、特惠協定の最適なあり方の情報が必要であることが示された。

### (2) 農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続きPSE等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を分析した2007年版「OECD農業政策：モニタリングと評価」が作成された。また、農産物の需給及び貿易の動向等を分析した2007年版「OECD農業アウトルック」が作成された。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業活動が環境に与える負の効果と正の効果の両面が議論された。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、農産物貿易に関する様々な側面からの分析及び農産物貿易に関する議論が行われた。

## 3 ハイリゲンドラムサミット

主要先進国（日、米、露、仏、独、伊、加、英、EU）の首脳が政治、経済の諸問題につき討議する第33回サミットが、6月6日から8日までドイツのハイリゲンドラムで開催され、我が国からは安部総理大臣が出席した。

貿易問題については、すべてのWTO加盟国に対して、交渉が迅速に成功裡の妥結に至るよう、建設的な柔軟性を示すよう呼びかけることで合意。総理より、途上国の開発が重要であり、特にキャパシティ・ビルディングが重要である旨、ドーハラウンド交渉の成功のため、日本として柔軟性を示すべく、努めている旨を発言した。

アフリカ問題については、G8としてこれまでのコミットメントを着実に実施することが重要であり、アフリカにとり信頼できるパートナーであることを示す必要性について認識を共有した。また、アフリカのピ



ア・レビュー・メカニズムを支持していく必要性や中国など新興ドナーが建設的役割を果たすよう対話を行っていく必要性が指摘された。総理より、アフリカ諸国におけるオーナーシップの重要性を指摘し、アジアでの発展の基礎となった良い統治（ガバナンス）の経験をアフリカにも広めていきたい旨発言した。

また、気候変動については、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを真剣に検討することでG 8首脳が合意が得られた。総理からは、2008年G 8北海道洞爺湖サミットについて、環境立国日本として環境、気候変動問題を取り上げることと考えており、運営においても徹底的に環境に優しいサミットにしたい旨を発言した。

#### 4 UNCTAD（国連貿易開発会議）

UNCTAD（本部：ジュネーブ）は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。加盟国は193カ国（2008年3月現在）である。

##### (1) 総 会

ほぼ4年に1回開催され、最近のものとしては、第11回総会が2004年6月13～18日、サンパウロで開催された。総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な会合であり、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国（LDC）問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

総会の決議をもとに、特惠関税制度の導入、国連LDC会議の開催、一次産品総合計画（IPC）の採択とそれに基づく一次産品共通基金（CFC）協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討等が行われている。

##### (2) 貿易開発理事会（TDB）

UNCTADの常設機関であるTDBは、毎年1回、通常理事会を開催し、南北問題の討議と同時に、UNCTADによる諸勧告の実施状況の検討および各種委員会の報告書の採択などを行っている。

第54回TDB会合（2007年10月）においては、「アフリカの経済開発」、「LDCのための作業計画のレビュー」などについて議論が行われた。

#### 5 国際商品協定

##### (1) 国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物の貿易等に関して情報交換等を行うこと及び開発途上国に対する一定量の食糧援助を確保することを目的として、国際穀物協定及び食糧援助規約で構成されている。

現在、「1995年の穀物貿易規約」及び「1999年の食糧援助規約」が適用されており、その内、食糧援助規約についてはその有効期間は2009年6月30日までとなっている。

##### (2) 国際コーヒー協定

「1983年国際コーヒー協定」は、輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日に経済条項を停止した。

これ以降、協定の内容は、統計の整備、情報交換が中心となり、1994年協定を経て、現行の2001年協定に至っている。

2001年協定の有効期間は2007年9月末となっていたため、同年1月より新協定の協議が続けられ、9月に2007年協定が合意された。また同時に、新協定の批准期間確保等のため2001年協定の1年間の単純延長が決議されたところである。

##### (3) 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、ITTO（International Tropical Timber Organization）本部を横浜市に誘致した。

「1983年の国際熱帯木材協定」の発効以降2度の延長を経て、1997年1月に「1994年の国際熱帯木材協定」が発効した。この協定には、熱帯林の持続的経営の達成のための「2000年目標」や「バリ・パートナーシップ資金」等が明記され、その後、同協定は2度延長された。

また、2004年7月から同協定の改定交渉が開始され、2006年1月に「2006年の国際熱帯木材協定」が合意されたており、現在はその発効に向けて、各国が締結手続きを実施している段階である。（我が国は2007年8月に締結完了）



## 6 EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）

経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の交渉に当たっては、2004年6月に策定した「経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉における農林水産物の取扱いについての基本的方針」に沿って、交渉相手国側の関心にできる限りの対応を行いつつ、関税撤廃が困難なものについて例外品目及び経過期間を設定するという形で、品目別の柔軟性の確保を図った。

また、2007年4月に策定した「21世紀新農政2007」に基づき、「多様な農業の共存」を基本理念として、国内農業への影響を踏まえ、「守るべきもの」は「守る」との方針の下、国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、日本として最大限の利益を得られるよう取り組んだ。

### (1) シンガポール

2007年9月に改正議定書が発効した。

### (2) メキシコ

2005年4月に協定が発効した。

### (3) マレーシア

2006年7月に協定が発効した。

### (4) チリ

2007年9月に協定が発効した。

### (5) タイ

2007年4月に両国首脳により署名が行われ、同年11月に協定が発効した。

### (6) フィリピン

2006年9月に両国首脳により署名が行われ、同年12月に国会の承認が行われた。

### (7) インドネシア

2007年8月に署名が行われた。

### (8) ブルネイ

2007年6月に署名が行われた。

### (9) ASEAN（東南アジア諸国連合）全体

2007年8月に大筋合意に達し、2007年11月に実質交渉の妥結に至った。

### (10) 韓国

2003年12月に交渉を開始し、2004年11月までに6回の会合が行われたが、これ以降、交渉会合は開催されていない。

### (11) GCC（湾岸協力理事会）

2006年9月に交渉を開始し、2008年3月までに2回の会合が行われた。

### (12) ベトナム

2007年1月に交渉を開始し、2008年3月までに6回

の会合が行われた。

### (13) インド

2007年1月に交渉を開始し、2008年3月までに5回の会合が行われた。

### (14) 豪州

2007年4月に交渉を開始し、2008年3月までに4回の会合が行われた。

### (15) スイス

2007年5月に交渉を開始し、2008年3月までに5回の会合が行われた。

## 7 APEC（アジア・太平洋経済協力）

APEC（アジア・太平洋経済協力）は、域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化」、「貿易・投資の円滑化」、「経済・技術協力」の3つを柱として活動が行われている。

2007年のAPECでは、WTO交渉、気候変動、地域経済統合等が議論された。WTOに関しては、ドーハ・ラウンドの早期妥結に向けた決意が表明された。気候変動に関しては、2020年までにAPEC域内の森林面積を少なくとも2,000万ha増加させるとの希望的な数値目標を含む首脳声明を採択した。地域経済統合については、APECの長期的な展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏（FTAAP）を含む、地域経済統合に関する報告書を承認した。

APECの農業分野での技術協力・交流が、農業技術協力作業部会（ATCWG）で行われており、我が国は優先7分野のうち「持続可能な農業及び環境関連事項」を中心に活動し、本年度は、我が国の事業においてバイオマス資源の利活用を通じた農村の持続可能な発展の方向性について、アジア各国と意見交換を実施した。

## 8 ASEAN 関連

ASEAN+3をメンバーとする経済連携協定については、2007年1月のASEAN+3首脳会議において、各分野ごとに更なる詳細な研究（フェイズII）の開始が提案され、各国からの支持が得られた。同年5月に研究が開始され、2008年3月までに2回の会合が行われた。

また、2007年1月、ASEAN+3首脳会議と併せてASEAN+6（日、中、韓、豪、NZ、印）をメンバーとする東アジア首脳会議が開催され、安倍総理から、16ヶ国の専門家による経済連携に関する民間研究の開始が提案され、参加国より支持が得られた。同年6月に研究が開始され、2008年3月までに4回の会合が行

われた。

いずれの民間研究も2007年11月のASEAN+3首脳会議、東アジア首脳会議において、研究の進捗状況が報告された。

ASEAN+3の枠組みでは首脳会談の他、外務大臣、経済大臣、財務大臣等の会合に加えて農林大臣会合が開催されている。2007年11月には第7回農林大臣会合がバンコクで開催され、我が方からは、多様な農業の共存の重要性、東アジア緊急米備蓄パイロットプロジェクト等の協力活動への支援継続、東アジア植物品種保護フォーラムの設置等について説明し、支持を得た。

## 9 成長のための日米経済パートナーシップ

### (1) 枠組み合意までの経緯

1993年に開始された日米包括経済協議に代わる新たな日米両国間の経済関係の枠組みとして、2001年3月の日米首脳会談における共同声明において、「日米間の対話を強化するために新たな方策を探求すべく協力すること」が同意された。これを受けて同年6月の日米首脳会談において、「成長のための日米経済パートナーシップ」(以下「パートナーシップ」という。)の立上げが合意された。

### (2) 枠組み合意の概要

「パートナーシップ」は健全なマクロ経済政策、構造改革及び規制改革、金融機関及び企業の改革、外国直接投資、開かれた市場等の問題を取り上げ、二国間の、地域的及びグローバルな経済・貿易問題に関する協力と取決めのための仕組みを提供することにより、日米両国のみならず世界の持続的な成長を促進することを目的とするものであり、次の6つの枠組みが設けられた。

ア 「次官級経済対話」は、パートナーシップの方向性を定め、非公式かつ柔軟な形式をとりつつ、二国間、地域間及び多国間の問題全般を扱う。

イ 「官民会議」は、両国政府による経済問題への取組みに、両国の民間部門からの参加により、議題に関する専門知識、所見及び提言を含むインプットを行うことを目的としている。

ウ 「規制改革及び競争政策イニシアティブ」は、規制改革及び競争政策に関する問題を扱うものである。電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器・医薬品の4つの分野別作業部会及び分野横断的な問題に関する作業部会並びに作業部会における作業をレビューし前進させる上級会合から構成される。

エ 「財務金融対話」は、双方にとって重要なマクロ、金融セクターなどの主要事項について、情報交換や

意見交換を行うためのフォーラムで、両国の経済状況のレビューを行う。

オ 「投資イニシアティブ」は、両国における外国直接投資のための環境改善に関する法令、政策その他の措置を扱う。

カ 「貿易フォーラム」は、いずれかの政府により提起される貿易及び貿易関連の問題を扱うとともに、生起する問題への迅速な対応を促すための「早期警戒」メカニズムとしての役割を果たす。

### (3) 当省関係会合の開催状況

#### ア 次官級経済対話

2007年4月にワシントンDCで、12月に東京で日米次官級経済対話が開催された。12月の会合では、当省関係では、第三国とのFTAに関する情報交換、食品安全への取組に関する情報交換、アジア地域経済、ドーハ・ラウンド、農政改革及び牛肉について議論した。

#### イ 規制改革及び競争政策イニシアティブ

2006年12月に交換された6年目の要望書を踏まえ、数次の作業部会を行ったうえで、2007年6月、日米首脳会談にあわせて両首脳間で報告書が交換された。当省関係では、米側の植物特許、BSE対策(飼料規制、サーベイランス)及びバイオテロ法、日本側の植物防疫、動物性食品、農業バイオテクノロジー(IPハンドリング、飼料の承認システム)、栄養補助食品の輸入関税及び共済に関する取組みについて言及された。

2007年10月、7年目の対話に向け要望書が交換され、当省関係では、日本側から植物特許、日本産温州みかんの輸出検疫条件の緩和、有機農産物の同等性審査、BSE対策(飼料規制、サーベイランス)及びバイオテロ法について、米側から有機農産物(農業資材の評価、使用禁止資材の残留基準の設定)、動物性食品、植物防疫、栄養補助食品の関税及び共済について問題が提起された。これを受け、農業分野以外の議題は2007年12月に、農業分野の議題は2008年1月に第1回作業部会(東京)が開催され、双方の要望について議論した。

#### ウ 貿易フォーラム

2007年10月に第4回会合が東京で開催された。当省関係では、日本側から有機農産物の同等性審査及び肉関連加工品(肉エキス)に関する輸入規制について、米側から牛肉及びコメについて問題が提起され、また、第三国とのFTAに関する情報交換の進め方について意見を交換した。

### 10 その他の二国会議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に務めた(表3)。

表3 二国会談

国・地域名	会談名	期間	場所
中国	日中農業担当相次官級定期対話	07.10.26	北京
	日中経済パートナーシップ協議	07.10.12	東京
	日中ハイレベル経済対話	07.12.01	北京
韓国	日韓ハイレベル経済協議	07.07.11-12	ソウル
米国	日米次官級定期対話	07.04.06	ワシントンDC
		07.12.06-07	東京
EU	日EU規制改革対話	07.12.18	東京
	日EU定期首脳協議	07.06.05	ベルリン
カナダ	日加次官級経済協議(JEC)	08.01.15	東京
ニュージーランド	日NZ高級事務レベル経済協議	08.02.07	クイーンズタウン
インド	日インド経済戦略会議	07.07.18	ニューデリー
パキスタン	日パキスタンハイレベル経済協議	07.07.20	イスラマバード

## 第3節 国際協力

### 1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力にあたっては、我が国及び世界の食料安全保障の確保、地球環境問題への対応、国際農業交渉等における我が国主張への理解の促進、突発的かつ大規模な問題(復興支援、自然災害等)への対応を基本として実施している。

このような農林水産業協力の効果的、効率的な実施に資するため、基礎的調査や技術指針の策定等を民間団体に委託して13事業(予算額302百万円)実施した。

また、開発途上国の現状に即した農林水産業協力の一層の促進を図るため、民間の行う基礎的調査や協力専門家の養成・確保等への助成を23事業(予算額2,325百万円)実施した。

### 2 技術協力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に独立行政法人国際協力機構を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与の中から最適な組み合わせにより実施する技術協力プロジェクト並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力を携わる海外派遣専門家の養成確保を

行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国、アセアン諸国とそれぞれ交流を行った。

#### (1) 海外研修員の受入れ

19年度の農林水産関係を含む全分野の海外研修員の新規受入れ実績は21,280名であった。

このうち農林水産関係の19年度新規受入れ実績は4,907名であり、地域別、分野別受入れ実績は表4のとおりである。

これらの研修は、集団研修と個別研修に大別される。19年度に実施した、農林水産省が関連した集団研修及び個別研修の受入人数は、それぞれ184名、232名となっている。

表4 19年度地域別、分野別受入人数(新規受入人数)

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
アジア	2,441	685	275	97	3,498
中近東	488	6	3	26	523
アフリカ	248	42	45	145	480
中南米	152	25	79	55	311
太平洋・欧州・その他	67	5	5	18	95
計	3,396	763	407	341	4,907

#### (2) 専門家等の海外派遣

19年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて973名であった。その地域別・分野別内訳は表5のとおりである。

また、開発調査、技術協力プロジェクト等各種協力事業の調査団へ648名が派遣された。

表5 19年度地域別、分野別派遣人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
アジア	265	41	125	78	509
中近東	75	0	1	27	103
アフリカ	146	7	10	19	182
中南米	55	22	46	17	140
太平洋	23	0	0	8	31
欧州	5	1	0	0	6
国際機関	2	0	0	0	2
計	571	71	182	149	973

#### (3) 技術協力プロジェクト

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れを単独又は複数組み合わせる技術協力プロジェクトは19年度において表6のとおり95件であった。



表6 19年度技術協力プロジェクト案件  
プロジェクト名

実施期間

国名	プロジェクト名	実施期間
＜新規案件＞		
(農業分野)		
インドネシア	鳥インフルエンザに係るワクチン対策改善計画	2007.11～2009.11
スリランカ	乾燥地域の灌漑農業における総合的管理能力向上計画	2007.6～2011.5
タイ	カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ及びベトナムにおける家畜疾病防除計画(フェーズ2)	2008.2～2011.2
パキスタン	パンジャブ州水利行政アドバイザー	2007.6～2008.6
バングラデシュ	農村開発技術センター機能強化計画(フェーズII)	2007.9～2011.9
中華人民共和国	草原における環境保全型節水灌漑モデル事業	2007.6～2011.5
中華人民共和国	新疆天然草地生態保護と牧畜民定住	2007.6～2012.3
ミャンマー	農業普及人材育成計画	2008.2～2011.2
セネガル	農村自立発展	2008.3～2011.3
タンザニア	農業セクター開発プログラム(ASDP)事業実施監理能力強化計画	2008.3～2011.3
タンザニア	灌漑農業技術普及支援体制強化計画	2007.6～2012.12
ブルキナファソ	ブルキナファソ優良種子普及計画	2008.2～2011.2
キューバ	自由流通米証明種子の生産・普及システムの強化	2008.3～2011.11
(畜産分野)		
インド	養蚕普及強化計画	2002.8～2007.8
バングラデシュ	小規模養鶏技術普及計画	2006.12～2011.12
(林業分野)		
マレーシア	ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム(フェーズII)	2007.10～2008.6
ミャンマー	エーヤーワディ・デルタ住民参加型マングローブ総合管理計画	2007.4～2012.3
ブルキナファソ	コモエ県における住民参加型持続的森林管理計画	2007.6～2012.5
アルゼンチン	CDM 植林推進のための技術強化	2007.9～2009.9
＜継続案件＞		
(農業分野)		
インドネシア	食料安全保障政策立案・実施支援	2005.3～2008.2
エチオピア	灌漑農業改善	2005.10～2008.9
カンボジア	バットアンバン農村地域振興開発計画	2006.11～2010.3
カンボジア	灌漑技術センター計画(フェーズII)	2006.1～2009.7
ケニア	中南部持続的小規模灌漑開発・管理計画	2005.12～2010.12
タイ	農業統計及び経済分析開発	2003.7～2008.7
タイ	農協におけるコミュニティリーダー育成計画	2007.3～2011.2
中華人民共和国	山西省雁門関地区生態環境回復及び貧困緩和	2007.3～2011.3
ネパール	農業研修普及改善計画	2004.1～2009.1
フィリピン	水利組合育成強化計画	2006.10～2007.9
フィリピン	水利組合強化支援	2007.10～2010.12
フィリピン	高生産性稲作技術の地域展開計画	2004.11～2009.11
ブータン	東部2県農業生産技術開発・普及支援計画	2004.6～2009.6
ベトナム	食品工業研究所強化計画	2002.9～2007.9
ベトナム	ミバエ類殺虫技術向上計画	2004.11～2007.10
ベトナム	農業生産性向上のための参加型水管理推進計画	2005.6～2010.6
ベトナム	農民組織機能強化計画	2006.3～2010.3
ミャンマー	コーカン特別区麻薬対策・貧困削減	2005.4～2010.3
ラオス	気象水文業務改善計画	2006.7～2010.1
ラオス	農業統計能力強化計画	2007.3～2010.3
ラオス	稲種子増殖普及システム改善計画	2006.8～2011.7
パプアニューギニア	小規模稲作振興	2003.12～2008.11

グアテマラ	グアテマラ国高原地域先住民等小農生活改善に向けた農業技術普及体制構築計画	2006.10～2011.10
パラグアイ	南東部小農強化計画	2007.1～2010.1
トルコ	東部黒海地域営農改善計画	2007.2～2010.3
ケニア	小規模園芸農民組織強化	2006.8～2009.8
ケニア	半乾燥地コミュニティ農業開発計画	2005.10～2010.10
シエラレオネ	カンビア県農業強化支援	2006.2～2009.3
ボリビア	持続的農村開発のための実施体制整備計画	2006.1～2008.1
[アフリカ地域]	ネリカ普及プログラム	2005.10～2010.3
ルーマニア	農業協同組合育成を通じた農業経営改善計画	2006.6～2008.12
(畜産分野)		
インドネシア	地域資源利用型酪農適正技術普及	2004.7～2007.6
インドネシア	東部インドネシア地域資源に立脚した肉牛開発計画	2006.11～2011.11
ネパール	養蚕振興・普及計画	2006.12～2011.11
ベトナム	中小規模酪農生産技術改善計画	2006.4～2011.4
モンゴル	複合農牧業経営モデル構築支援	2006.6～2009.6
ニカラグア	中小規模農家牧畜生産性向上計画	2005.5～2010.5
ボリビア	小規模畜産農家のための技術普及改善計画	2004.12～2008.12
ウガンダ	家畜疾病対策計画	2005.12～2007.11
(林業分野)		
インドネシア	森林地帯周辺住民イニシアティブによる森林火災予防計画	2006.12～2009.11
インドネシア	地方マングローブ保全現場プロセス支援	2007.1～2010.1
カンボジア	森林分野人材育成計画（フェーズII）	2005.12～2010.12
中華人民共和国	四川省森林造成モデル計画	2000.7～2007.10
中華人民共和国	日中協力林木育種科学技術センター計画	2001.10～2006.10
中華人民共和国	日中林業生態研修センター計画	2004.10～2009.10
フィリピン	地域住民による森林管理プログラム強化計画	2004.6～2009.6
ベトナム	北部荒廃流域天然林回復計画	2003.10～2008.9
ベトナム	中部高原地域持続的森林管理・住民支援計画	2005.6～2008.9
マレーシア	木材産業の国家品質保証システム及び検査機関設立のための協力	2006.12～2008.6
ラオス	森林管理・住民支援	2004.2～2009.1
ラオス	森林戦略実施促進	2006.4～2010.9
ウルグアイ	CDM 植林実施能力強化	2005.11～2007.11
ニカラグア	住民による森林管理計画	2006.1～2010.12
パナマ	アスウェロ半島森林保護区生物多様性保全のための研究・評価	2005.11～2008.11
パナマ	アラフエラ湖流域総合管理・参加型村落開発	2006.8～2011.7
ブラジル	アマパ州氾濫原における森林資源持続利用計画	2005.11～2009.5
エチオピア	ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画（フェーズII）	2006.10～2010.9
ガーナ	移行帯地域参加型森林資源管理計画	2004.3～2009.3
セネガル	総合村落林業開発計画プロジェクト（延長フェーズ）	2005.4～2008.3
セネガル	サルームデルタにおけるマングローブ持続的管理計画	2005.11～2008.3
(水産分野)		
インド	住民参加型でのチリカ湖環境保全と自然資源の持続的利用計画	2006.9～2009.8
インドネシア	持続的沿岸漁業振興	2006.8～2009.8
インドネシア	地方分権化における水産漁業資源管理	2006.10～2009.9
インドネシア	淡水養殖振興計画	2000.8～2007.8
カンボジア	淡水養殖改善・普及計画	2005.2～2008.2
セネガル	水産加工技術普及計画	2007.1～2009.1
フィリピン	養殖普及	2006.11～2010.4
ラオス	養殖改善・普及計画（フェーズII）	2005.4～2010.4
チュニジア	沿岸水産資源の持続的利用計画	2005.6～2010.6

トルコ	黒海カレイ持続的種苗生産技術開発	2004.11～2007.1
モロッコ	水産物付加価値向上促進計画	2005.6～2008.6
エクアドル	ガラパゴス諸島海洋環境保全計画	2004.1～2009.1
エルサルバドル	貝類増養殖開発計画	2005.1～2008.1
コスタリカ	ニコヤ湾持続的漁業管理計画	2002.10～2007.9
メキシコ	ユカタン半島沿岸湿地保全計画	2003.3～2008.2
バヌアツ	豊かな前浜プロジェクト	2006.3～2009.3

以上のほか、19年度において技術協力プロジェクトのための事前評価調査を行ったものとしては、

インド	貧困撲滅および持続的開発のための総合的水資源管理計画
インドネシア	衛星情報を活用した森林資源管理支援プロジェクト
インドネシア	小径木加工業育成支援プロジェクト
インドネシア	衛星情報を活用した森林資源管理支援プロジェクト
カンボジア	灌漑技術センター計画フェーズ2
フィリピン	フィリピン水利組合強化支援プロジェクト
イラン	ゴレスタン州住民参加型農業開発促進
エジプト	水資源管理改善プロジェクトII（農民水利組織の能力向上）
ウガンダ	東部ウガンダ持続型灌漑農業開発計画
タンザニア	農業セクター開発プログラム事業実施管理能力強化計画
ウルグアイ	農薬登録プロセス強化に向けた環境影響評価システムの構築支援
ブラジル	衛星による森林管理プロジェクト
ブラジル	リオグランジドノルテ州小農支援を旨としたバイオ燃料作物導入支援プロジェクト
ボリビア	持続的農村開発のための実施体制整備計画プロジェクト

の14件がある。

(4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業を表7のとおり32件実施した。

表7 平成19年度開発調査事業案件

番号	国名	案件名
1	インド	ヒマーチャル・ブラデッシュ州作物多様化総合開発調査

2	インドネシア	農家所得の向上調査：農産加工及び農村金融
3	ウズベキスタン	カラカルパクスタン地域開発計画
4	カンボジア	プレクトノット川流域農業総合開発計画調査
5	カンボジア	流域灌漑・排水基本計画調査
6	スリランカ	北東部地域津波災害復旧復興支援（津波被災地域コミュニティ復興支援調査）
7	タイ	北タイにおける自然資源の保全管理と持続可能な農業農村開発のための計画策定調査
8	ベトナム	造林計画策定能力開発
9	ベトナム	北西部山岳地域農村生活環境改善マスタープラン策定調査
10	ベトナム	AR-CDM 促進のための能力向上開発調査
11	ミャンマー	中央乾燥地における貧困削減のための地域開発計画調査
12	中国	首都周辺風砂被害地域植生回復モデル計画調査
13	東ティモール	ラクロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画
〔アフリカ地域〕		
14	エチオピア	アムハラ州流域管理・生計改善計画調査
15	ガーナ	コメ総合生産・販売調査
16	カーボヴェルデ	サンチエゴ島集水域総合農村開発計画調査
17	ガボン	零細漁業・内水面養殖総合開発計画調査
18	ケニア	ニヤンド及びホマベイ県における地方開発プログラム調査
19	ケニア	ニヤンド川流域総合洪水管理計画調査
20	ザンビア	小規模農家のための灌漑システム開発計画調査
21	ニジェール	サヘル・オアシス開発計画調査
22	ベナン	内水面養殖振興による村落開発計画調査
23	マダガスカル	アロチャ湖南西部流域管理及び農村総合開発調査
24	マラウイ	農民組織による（中規模）灌漑施設管理能力向上計画調査
25	マリ	セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査
26	モーリタニア	オアシス地域の女性支援のための開発計画調査
27	ルワンダ	東部県ブゲサラ郡持続的農業農村開発調査

〔中南米地域〕



28	チリ	CDM 植林に関する能力開発及び促進のための調査
29	その他	カリブ地域水産開発・管理マスタープラン調査
	[中近東地域]	
30	イラン	ケルマン州バム地震被災地灌漑農業復興開発調査
31	イラン	セフィードロード川流域総合水資源管理調査
32	パレスチナ	ヨルダン渓谷水環境整備計画

### (5) 養成確保事業

我が国の農林水産業協力を効率的に実施するためには、協力に関する幅広い知識を備え、かつ十分な語学力を有する農業技術者を組織的・計画的に専門家を養成することが必要である。このため、当省実施の研修及び国際協力機構（JICA）実施の専門家養成研修事業を前年度に引き続き実施した。

#### ア 農林水産省実施の研修

農林水産省の職員を対象に、農業開発協力事業に従事しうる幅広い資質を備える農林水産業技術者の養成を組織的・計画的に行う必要性から研修を実施。

（平成19年度の研修実績：6名受講）

#### イ 国際協力機構（JICA）実施の研修

JICA 国際協力総合研修所が実施する研修で、能力強化研修として、特定の分野や課題について国際協力の現場で必要となる知識やスキルの向上を目的とした短期研修や政策研究大学院大学修士課程に開設している「国際開発プログラム」に入学（長期研修）し、専門能力を高める。

### (6) 海外技術交流事業

#### ア 日ロ農業技術交流

昭和37年度以降、政府の農業技術者等を相互に派遣し、技術情報の収集・交換を行ってきている。

19年度には、日本側から「農業分野の知的財産保護の強化のための協力推進」のテーマで派遣、ロシア側から「肉牛及び乳牛の品種改良、肥育技術及び非伝染性疾病に係る調査」、「農業分野の知的財産保護の強化のための協力推進」のテーマで受入れを行った。19年度までに55チームを派遣し、59チームを受け入れた。

#### イ 日中農業技術交流

昭和47年9月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進する

ため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、毎年1回東京又は北京において交互にグループ会議を開催することになった。19年6月には第26回会議が開催され、農林水産分野の研究・技術普及の方向等についての討議を行った。

19年度には日本側から「植物新品種の審査及び権利行使に関する協力」「バイオマスのエネルギー利用技術の交流」及び「農業生態系の作物多様性に及ぼす外来植物の影響と制御・防除技術に関する調査」の考察団を派遣し、中国側から「日本における農業技術の普及体制及び作業メカニズムの協力・交流視察」「日本におけるトビイロウンカの子予測予報及び防除技術の視察」及び「日本の農協との協力・交流視察」の考察団を受け入れた。19年度までに99チームを派遣し、109チームを受け入れた。

#### ウ 日韓農業技術交流

昭和43年8月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、東京又はソウルにおいて交互に開催されている。

19年度にはソウルにおいて第40回委員会が開催され、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「気候変動に対応するための日韓協力」等について討議した。

#### エ 日アセアン地域技術交流

アセアン地域各国の農業政策担当官と農業農村開発政策に関する意見交換を実施し、適時、的確な協力ニーズを把握し、食料・農業・農村分野の我が国政府開発援助の一層の効率化を図るとともに、EPA や WTO などの国際農業交渉に関する情報交換を実施するため、19年度にアセアン農業政策担当セミナー、シンポジウムを開催した。

## 3 資金協力（政府ベースの資金協力）

### (1) 一般無償資金協力等

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

無償資金協力の予算額（当初、KR 及び2KR 除く）は、平成17年度は1,606億円、平成18年度は1,509億円、平成19年度は1,452億円と厳しい財政状況である。

このうち、農林関係では平成19年度において15件計86億円、水産関係では6件計46億円、農林水産関係合計21件計132億円が供与され、その供与実績は表8のとおりである。

以上のほか、19年度において無償資金協力の実施のために表9の基本設計調査を行った。

表8 19年度一般無償資金協力等実績  
(交換公文ベース)

国名	案件名	金額 (億円)	区分
エジプト	ダマンフル農業機械化センター近代化計画(国債1/2期)	2.33	中近東/農
ミャンマー	中央乾燥地植林計画(5/5期)	0.61	アジア/林
ポリビア	コチャバンバ県灌漑施設改修計画(2/2期)	3.74	中南米/農
エジプト	第四次上エジプト灌漑施設改修計画(2/2期)	3.08	中近東/農
インドネシア	鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画	17.81	アジア/農
東ティモール	マリアナI灌漑施設復旧改善計画	7.37	アジア/農
エジプト	バハルヨセフ灌漑水路ダバブ堰改修計画(詳細設計)	0.76	中近東/農
マダカスカル	アンチラベ農業機械訓練センター拡張及び機材整備計画	5.78	アフリカ/農
ソロモン諸島	アウキ市場及び棧橋建設計画(詳細設計)	0.33	大洋州/農
モルドバ	農業機械化訓練センター機材整備計画	5.30	その他/農
タンザニア	貧困削減戦略支援無償	6.30	アフリカ/農
ベトナム	カマウ省森林火災跡地コミュニティ開発支援計画	9.05	アジア/林
カンボジア	カンダルスタン灌漑施設改修計画(3/3期)	2.55	アジア/農
パキスタン	タウンサ堰水門改修計画(3/4期)	13.62	アジア/農
マラウイ	ブワンジェバレー灌漑施設復旧計画(国債2/2期)	6.91	アフリカ/農
(農林関係案件計)	15件	85.54	
インドネシア	持続的沿岸漁業振興計画	10.70	アジア/水
セントビンセント及びグレナディーン諸島	オウイア水産センター整備計画(2/2期)	8.75	中南米/水
ツバル	フナフチ港改善計画	9.32	大洋州/水
モロッコ	国立漁業研究所中央研究所建設計画	9.68	中近東/水
カーボヴェルデ	ミンデロ漁港施設拡張計画	3.06	アフリカ/水
ギニア	ブルビネ零細漁港拡張計画(1/2期)	4.48	アフリカ/水
(水産関係案件計)	6件	45.99	
(19年度合計)	21件	131.53	

表9 19年度無償資金協力基本設計調査

国名	案件名
ガンビア	ブリカマ魚市場建設計画
ドミニカ	ポーツマス水産センター整備計画
バプアニューギニア	ウエワク市場・棧橋整備計画

カンボジア	ローレンチェリー頭首工及び取水堰リハビリ計画
カンボジア	海洋養殖開発センター建設計画
マダカスカル	アロチャ湖南西部地域灌漑施設改修計画
グレナダ	ゴープ伝統的漁業地域基盤改善計画
マーシャル諸島	マジュロ環礁魚市場建設計画

(2) 食糧援助 (KR)

本援助は昭和43年度から実施された無償による食糧援助である。GATTのケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として昭和42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「KR援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は昭和55年、61年、平成7年、平成11年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1999(平成11)年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、19年度の我が国の供与実績は、表10のとおり、16か国及び21難民/被災民等に対し、総額約160億円を供与した。

表10 19年度食糧援助実績(交換公文ベース)

国名	交換公文 締結年月日	供与総額 (億円)	供与品目
(アフリカ地域)			
モーリタニア	19.11.27	4.80	米
エリトリア	19.12.5	3.90	小麦
サントメ・プリンシペ	19.12.10	2.80	米
タンザニア	20.1.5	7.10	米
コンゴ(民)	20.1.10	5.20	米
カーボヴェルデ	20.1.31	2.30	米
ギニア	20.2.5	4.70	米
ブルキナファソ	20.2.22	4.90	米
マリ	20.2.22	5.20	米
ガーナ	20.2.27	6.50	米
ニジェール	20.2.29	5.00	米
エチオピア	20.3.4	5.30	小麦
(アジア地域)			
モンゴル	98.12.11	4.00	小麦
ネパール	20.1.28	4.00	米
モルディブ	20.2.27	2.30	小麦粉
(中南米地域)			
ハイチ	19.12.3	4.80	米
(UNRWA 経由)			
パレスチナ難民	19.8.13	5.00	小麦粉・豆類
(WFP 経由)			
チャド社会的弱者	19.7.31	3.00	小麦粉、豆類、CSB
スーダン社会的弱者	19.7.31	9.70	ソルガム、豆類
シエラレオネ社会的弱者	19.7.31	3.50	麦、豆類、CSB
リベリア社会的弱者	19.7.31	4.80	麦、豆類
ジンバブエ社会的弱者	19.7.31	4.80	トウモロコシ
アフガニスタン社会的弱者	19.7.31	3.90	小麦
パレスチナ住民	19.7.31	2.30	小麦粉、ツナ缶

スワジランド社会的弱者	19.10.30	1.20	CSB	モルドバ	20. 3. 5	2.00	農業機械
レソト社会的弱者	19.10.30	2.20	メイヅミール、豆類、CSB	(FAO 経由)			
ギニアビサウ社会的弱者	19.12.18	2.40	米	イエメン、スーダン、エリトリア、エチオピア	19. 7.31	2.30	砂漠バッタ防除
東ティモール社会的弱者	19.12.18	1.40	米	パレスチナ	19. 7.31	1.90	園芸復旧事業
スリランカ社会的弱者	19.12.18	5.00	米、ツナ缶	ウガンダ	20. 3.14	1.50	種子、肥料、農業機械、技術普及支援
スーダン社会的弱者	19.12.18	10.00	CSB、豆類、ソルガム	ブルキナファソ	20. 3.14	1.50	種子、肥料、農業機械、技術普及支援
ウガンダ社会的弱者	19.12.18	4.70	米	計	19件	57.20	
ケニア社会的弱者	19.12.18	6.00	米				
コンゴ(共)社会的弱者	19.12.18	2.90	米				
ソマリア社会的弱者	19.12.18	3.00	米、豆類				
中央アフリカ社会的弱者	19.12.18	3.40	米				
ブルンジ社会的弱者	20. 2.26	3.40	米				
計		16か国21難民等	159.60				

(3) 貧困農民支援 (2KR：旧食糧増産援助)

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、昭和52年度から我が国が行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。(14年12月、外務省改革に関する「変える会」での議論を受け、適正使用及び環境配慮の観点から、農薬については原則として供与しないこととなった。)

また、17年度より、「貧困農民支援」に名称変更しつつ、裨益対象を貧困農民、小農とすることを一層明確化し、食料生産の向上に向けた自助努力への支援を目指していくこととなった。

なお、本援助は KR 援助と対比して「2KR 援助」とも呼ばれることがある。

19年度の供与実績は表11のとおり、計19件、総額57億円である。

表11 19年度貧困農民支援実績 (交換公文ベース)

国名	交換公文締結年月日	供与総額 (億円)	援助品目等
(アジア)			
ブータン	19.12.21	2.10	農業機械
カンボジア	20. 1.16	2.70	肥料
インドネシア	20. 2.15	4.20	肥料
(アフリカ)			
マリ	19.11.16	3.90	肥料
ギニア	19.11.27	3.10	肥料
エチオピア	19.12. 4	4.50	肥料
ガーナ	19.12.17	3.70	農業機械
ザンビア	20. 3.14	3.20	農業機械、肥料
ケニア	20. 5.20	6.50	肥料
(中近東・北アフリカ)			
エジプト	19.12.16	2.90	農業機械
(中南米)			
ニカラグア	20. 2. 1	2.80	肥料
ホンジュラス	20. 2.27	3.70	肥料
ボリビア	20. 3.10	3.00	肥料
(東欧等諸国及びその他諸国)			
アルメニア	20. 1.16	1.70	農業機械

(4) 円借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、これに基づいて我が国の実施機関である国際協力銀行と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

19年度に実施された円借款政府調査等に関し、農林水産関連案件への助言を行った。

19年度の農林水産関連案件は表12のとおり計 8 件、681億円である。

表12 19年度円借款実績 (交換公文ベース)

国名	案件名	交換公文	供与限度額 (億円)
中国	青海省生態環境整備計画	H19.12. 1	63.00
フィリピン	農地改革インフラ整備計画 (III)	H19.12. 3	118.02
バングラデシュ	小規模水資源開発計画	H19.12.11	53.13
バングラデシュ	緊急災害被害復旧計画	H20. 2.25	69.60
インド	ウツタル・プラデッシュ州参加型森林資源管理・貧困削減計画	H20. 3.10	133.45
インドネシア	参加型灌漑復旧・維持管理体制改善計画	H20. 3.28	123.10
インドネシア	小規模灌漑管理計画	H20. 3.28	89.67
チュニジア	総合植林計画 (II)	H20. 3.28	31.28
計	8 件		681.25

(5) 国際協力事業団開発協力事業 (投融資)

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業 (試験的事業)、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備 (関連施設整備事業) について、国は国際協力事業団 (現国際協力機構) を通じて資金援助等を行ってきた。

農林業分野の19年度の融資実績はなかった。

なお、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、投融資事業が廃止されたこ



とから、平成15年度以降、現在の国際協力機構においては既に承諾済みの案件に限り融資、技術面の支援を行っている。

## 4 多 国 間 協 力

### (1) 国連食糧農業機関 (FAO)

#### ア 概要

国連食糧農業機関 (FAO) は、1945年10月に設立された国連の専門機関であり、ローマに本部を置き約1,000名 (国際職員、2008年3月現在) の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現加盟国は、192か国及び欧州共同体である。

FAO は、各国国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農林漁村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

#### (ア) 情報活動

食料、農業、林業、水産業及び栄養に関する情報の収集、分析、公表

#### (イ) 中立的な討議の場

すべての国が主要な食料・農業問題に関して討議し、政策を策定するための中立的な討議の場の提供

#### (ウ) 政府への助言

農業政策・計画の立案・策定に必要な行政・立法組織に関する加盟国政府への助言

#### (エ) 開発援助

広範囲にわたる技術援助プロジェクトを通じた支援

#### イ 第34回 FAO 総会

第34回 FAO 総会は2007年11月に FAO 本部 (ローマ) で開催され、農業・食料の現状に関する各国政府代表による演説が行われたほか、独立外部評価、2008-09年 FAO 事業・予算計画等についての議論がなされた。

#### ウ ミレニアム開発目標と世界食料サミットの目標

1996年の世界食料サミットで「ローマ宣言」及び「行動計画」が採択され、2015年までに世界の栄養不足人口を半減させるとの目標が掲げられた。2002年6月に FAO 本部で世界食料サミット5年後会合が開催され、「世界の食料安全保障の確立に向けた各国の取組の強化を求める」宣言が採択された。また、国連は、2000年にミレニアム開発目標 (MDG) を掲げた。その中の MDG1は、世界の飢餓と栄養不足人口率を半減させることを目標としている。これは、

FAO の果たす主要な任務であり、世界食料サミットの目標達成は、同時に MDG1の達成に大きく貢献するものである。

#### エ その他

FAO に専門家として10名、準専門家として3名の職員を派遣中である。(平成20年3月現在)

また、FAO への分担金として、約7億7,380万ドル (2006及び2007年の2年分) を、農林水産省からの任意拠出金として約530万ドル (2007年度) を拠出している。

### (2) 世界食糧計画 (WFP)

世界食糧計画 (WFP) は、食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及び FAO の共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出により開発途上国に穀物、植物油等を援助している。

我が国は平成19年度において、WFP に対して通常拠出477万ドル (現金334.1万ドル、現物分 (米及び水産缶詰) 143.2万ドル)、国際緊急食糧リザーブ180万ドルのほか車輛、貯蔵施設等非食料品目援助40万ドルの拠出を行った。また、WFP の二国間代行業務として難民、被災民救済のため、WFP を通じた KR 食糧援助 (81.8億円) を行った。

### (3) 国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP) は、国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の一つとして、1947年に設立され、アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として、種々の地域協力プロジェクトを行う機関である。

我が国は、2007年度において、資金協力185万ドル (2006年度206万ドル) 及び技術協力を実施している。

### (4) 国際農業開発基金 (IFAD)

国際農業開発基金は、低利な資金融資による開発途上国の食料生産増大を目的として、先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した (加盟国165)。

所得が低く、かつ食糧が不足している地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発プロジェクトに必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。

IFAD 創立時の当初拠出及びその後行われた6回の増資における累計拠出で、日本は、総額約2.8億ドルを拠出、拠出シェアでは6%となり、米、サウジアラビア、ドイツに次ぐ第4位の拠出国として貢献している。

### (5) 国際農業研究協議グループ (CGIAR)

国際農業研究協議グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画 (UNDP) が主催した国際農業研究の長期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定されたドナー国 (機関) のグループで、事務局を世銀内に置いている。メンバーは45か国、12地域・国際機関、5財団である。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際稲研究所 (IRRI、フィリピン)、国際とうもろこし・小麦改良センター (CIMMYT、メキシコ)、国際水管理研究所 (IWMI、スリランカ) 等の15の研究所がある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。2007年度は CGIAR 事務局及び本グループ傘下の15研究所等に対し7.5億円 (外務省計上) の拠出を行ったほか、農林水産省からは IRRI、CIMMYT、IWMI に特別拠出を行った。

### (6) アジア生産性機構 (APO)

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議において設立が決議され、1961年に発足した、東京に事務局本部を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている (加盟国20か国)。農林水産省は農業分野において、LDC 国の生産性向上活動の能力強化支援及びセミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れ等に対する協力 (平成19年度予算35,244千円) を行っている。

### (7) 世界銀行

世界銀行とは、有利子の融資を行う国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development : IBRD) と無利子の融資を行う国際開発協会 (International Development Association : IDA) の2つの機関の総称である。

IBRD 及び IDA は、開発途上国における貧困緩和に向けた努力を支援することを目的として、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトや構造調整プログラムの実施に対して、主に長期の貸し付け・融資により支援を行っている。

IBRD は1946年に設立 (加盟国185)、IDA は1960年に設立 (加盟国166) された。いずれも、我が国は米国に次いで第2の出資比率を有している。

### (8) 国際協同組合同盟 (ICA)

国際協同組合同盟 (ICA) は、全世界において自立した協同組合の発展と強化を進めることを目的に、1895年にロンドンに設立された協同組合の国際機関である (現在の本部：ジュネーブ)。ICA にはあらゆる種類の協同組合の参加が可能とされ、現在、88ヵ国221団体、傘下の組合員は世界全体で8億人を超えている。

我が国は、開発途上国の農林水産業の開発を推進するため、ICA の行うアジア諸国の農協指導者及び漁協指導者の育成強化及び農協女性指導者の育成のための研修事業に対し拠出を行った (平成19年度予算11,000万円)。

### (9) その他

以上のほか、我が国は、国際熱帯木材機関 (ITTO)、植物新品種保護国際同盟 (UPOV)、メコン河委員会 (MRC)、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC)、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、国際獣疫事務局 (OIE)、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)、北太平洋海洋科学機関 (PICES) に対して資金拠出等の協力を行っている。

## 第4節 情報の受発信

### 1 海外農業情報

諸外国の農林水産業の概要、農林水産物貿易の概要や農業政策等の情報を収集・分析し、これら最新の情報をインターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

### 2 我が国の農産物貿易

財務省が公表している「貿易統計」をもとに、我が国における農林水産物の輸出入の状況をとりまとめ、インターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

### 3 海外広報

我が国の農林水産施策の動向を伝える英文ニュースレター「MAFF UPDATE」の発行、外国政府等からの訪問者に対する我が国の農林水産政策の説明等を行った。